

登米市消費生活通信

2024年 第12号 (10月)

チケットの転売に関するトラブルにご注意ください

コンサートやスポーツなどの興行チケットのインターネットでの転売に関する相談が増えています。「購入したチケットでは入場できなかった」「公式チケット販売サイトと間違えて購入してしまった」「ネット掲示板で知り合った相手に代金を支払ったが、チケットが届かない」などのトラブルが寄せられています。

【事例】

- ① チケット転売仲介サイトでコンサートチケットを購入したが、転売チケットでは入場できない場合があることが分かった。
- ② サーカスチケットを購入しようと検索し、一番上に表示されたサイトにアクセスし、公演チケットをクレジット決済した。ところが購入したサイトは海外のチケット転売仲介サイトであり、正規のチケット代金より高額だった。



◆トラブルにあわないために◆

- ◆チケットを購入する際は、**公式チケット販売サイトかどうか**、チケットの**価格や手数料**が高額でないか、**キャンセルに関するルール**などを**十分に確認してから購入**しましょう。
- ◆興行等のチケットの中には、規約によって転売を禁止しているものがあります。このような場合、転売チケットとわかると入場できない恐れがあります。**転売チケットを購入する際は**、**興行主や主催者等のチケットの規約で転売が禁止されていないか等**をよく確認しましょう。
- ◆チケット不正転売禁止法では、国内で行われるコンサートやスポーツ等のチケットのうち、興行主の同意のない有償譲渡を禁止するチケットを、同意を得ず不正転売したり不正転売目的で譲り受けたりした場合、罰則の対象となることがあります。
- ◆もし急遽行けなくなった場合は、**公式リセールサイト**を利用して、そのチケットを希望する人へ転売することが可能な場合がありますので、検討しましょう。
- ◆SNSで知り合った相手との取引は解決が困難なケースが多くみられます。大きなリスクを伴うので注意しましょう。



イラスト：消費者庁イラスト集より

★アドバイス★ チケット転売仲介サイト等での取引に関するトラブルについては、まずは十分に当事者間で話し合ったり、サイト等の運営事業者に問題解決の協力を依頼しましょう。またインターネット掲示板等で知り合った人にチケット代金を支払ったのにチケットが届かず、相手との連絡も取れなくなった場合など、お金をだまし取ることが目的であると疑われた場合は、すぐに警察に相談してください。

友達から誘われても断れますか？ マルチ商法

「人に紹介すれば報酬を得られる」「簡単に儲かる」などと勧誘し、商品やサービスを契約させるマルチ商法の相談は若者に多く見られます。最近では投資や副業などを勧誘する、いわゆる「モノなしマルチ」の相談も増えています。マルチ商法は、商品やサービスを契約して、次は自分がその組織の勧誘者となって紹介料報酬等を得る商法で、人を紹介することで組織が拡大していくのが特徴です。



【事例】

- ① 友人に誘われて参加した投資セミナーで、投資会社の社員を名乗る男性から「入会金50万円を出せば儲けられる」「人を紹介すれば紹介料が入る」と投資セミナーへの入会を勧誘された。お金が無いと断ったが「借金すればよい」と言われ断り切れず契約した。
- ② マッチングアプリで知り合った男性に勧誘され株の勉強会に入ったが、儲からない。
- ③ 配当や紹介料が入ると勧誘され出資したが、仕組みがわからず不審だ。
- ④ 友人に紹介された人から「会員になれば体に良い飲料水を購入できる。登録料は2箱購入すれば免除。人を紹介すればボーナスがもらえる」と言われ契約した。



◆トラブル防止のポイント◆

◆親しい人や仲間からの紹介、誘いは断りにくいものですが、断る勇気も必要です。曖昧な返事はせず、契約する意思がなければ最初から断りましょう。さらに自身が新たな勧誘者となり、友人知人を勧誘してしまうと、相手をトラブルに巻き込んだり、その人との関係を壊してしまうこともあるので注意しましょう。



◆投資や副業などを勧誘する、「モノなしマルチ」では事業者の実態やもうけ話の仕組みが不透明なケースがみられ、勧誘されるがまま契約してしまったが、話が違ったというトラブルが絶えません。**「簡単に稼げる」といった説明をうのみにせず、事業者の実態やもうけ話の仕組みがわからない場合には関わらないようにしましょう。**

◆簡単に大金を得られることは通常あり得ません。

◆「すぐに元が取れるから大丈夫」などと言われても、安易にクレジットカードの高額決済や借金をしないでください。

イラスト：消費者庁イラスト集より

★キャンセルしたいときは★

★特定商取引法の連鎖販売取引に該当する場合には、クーリング・オフや中途解約が可能です。

○**クーリング・オフ**—法律で定められた書面又は商品を受け取った遅いほうの日を1日目として、20日以内はクーリング・オフができます。

○**中途解約**—契約から20日経過後は、連鎖販売契約を解除（中途解約）できます。また一定の条件を満たせば、当該連鎖販売契約が解除されるまでに締結した商品販売契約の解除も可能です。

“ロマンス投資詐欺”が増加しています！

～ その出会い、仕組まれていませんか？ ～

出会い系サイトやマッチングアプリ等で出会った外国人を名乗る人物等から、投資サイトを紹介され投資したが、出金できないといった相談が増加しています。このトラブルでは、投資等のサイトを運営する事業者の実態がつかめない場合、被害回復は困難です。



イラスト：消費者庁

【事例】2人の将来のためと勧誘され投資したが、出金しようとする保証金を要求された。

マッチングアプリで自称韓国人経営者、ファッションブランドでVIP待遇を受けているという男性と出会った。男性がアプリを退会し、無料会話アプリでやり取りする中で、「Baby」「妻」と呼ばれるようになった。将来のため、紹介する投資サイトで投資するよう何日か説得され続け、断り切れず投資した。少額を投資したところ利益が出て出金できた。元金が多ければもうけも多いと説得され、銀行や消費者金融から借り入れて、合計約500万円投資した。出金しようとしたところ、利益を含めた総資産の15%（180万円）を保証金としてさらに支払う必要があると言われたため、50万円をさらに借り入れた。残りの130万円についてマッチング相手に相談していたところ、連絡が途絶えた。

（事例：国民生活センター）

！ロマンス投資詐欺の手口

- 出会い系サイトやマッチングアプリなどで、**外国人などを名乗る相手とマッチングが成立。**
- 他のサービスでやり取りしようと誘われる。
- 投資を勧められる。**
- 指示通り送金する。
- 投資サイト上で利益が出ているように表示される。
- さらに高額投資するよう勧められる。
- さまざまな名目で入金を要求され、出金できない。**
- マッチングの相手、投資サイト運営事業者と**連絡がとれなくなる。**



◆気を付けるべきポイント◆



- ◆実際に会ったことがない人からお金の話をされたら要注意。
- ◆「投資」に誘導されたら要注意。
- ◆投資先が実在しているか。
- ◆国の登録業者かどうか。
- ◆「必ずもうかる」「あなただけ」といった文言に注意。
- ◆投資を勧めている「著名人」がなりすましでないか。
- ◆投資に関する「暗号資産」や「投資アプリ」等が実在するか。
- ◆振込先の口座に不審な点がないか。

手口にピンときたら、それ以上支払わないようにしましょう！！

増えています！中古車の売却トラブル

-車を売る際は要注意！-



全国の消費生活センター等に寄せられる中古自動車の売却に関する相談件数は増加傾向にあります。「査定時に強引に契約させられ、車を持っていかれた」「契約後すぐにキャンセルを申し出たら、高額なキャンセル料を提示された」など、強引な勧誘やキャンセル時のトラブル等に関する相談が寄せられています。

【事例】査定時に強引に契約させられ、車を持っていかれた。

インターネットで一括査定サイトを利用し査定を依頼したところ、5社から連絡があり、その中の1社が自宅へ査定に来た。「ドアに修理歴がある。事故車なので15万円だが、今日すぐに引き渡せば25万円で買い取る」と言い、強引に契約させられ、車を持って行ってしまった。契約書は携帯電話にメールで送付され、紙の書面は受け取っていない。30分後に担当者へ「他社の査定額と比較したいので車を戻してほしい」と伝えたが、「今から車を返すのは面倒だ。他社にはこちらから連絡する」と言い、返してもらえない。25万円も受け取っていない。解約して車を取り戻したい。

(事例 国民生活センター)



◆トラブルの特徴◆

- 十分に検討する時間が与えられず、その場で強引に契約を迫られる。
- 高額なキャンセル料を設定されたり、キャンセル妨害等をされる。
- 契約後に査定額を減額される。



◆ここに注意◆

- ◆ 車の売却は、**クーリング・オフの対象外**です。
- ◆ 契約を急がされても、**一呼吸おいて、よく考えましょう。**
- ◆ 契約内容をしっかり確認しましょう。特に**キャンセル料はいくらか、いつから発生するか**等が重要です。
- ◆ 修復歴を事前に適切に告げた場合、**修復歴を理由とした契約解除や減額に応じる必要はありません。**



登米市消費生活相談窓口

☎ 0 2 2 0 - 5 8 - 2 1 1 7 (直通)

【相談時間：月～金（祝祭日・年末年始を除く）9：00～12：00・13：00～16：00】

登米市南方町新高石浦130（登米市南方庁舎 市民生活課内）

出前講座のお問合せはこちらまで

相談の秘密は守られます。困ったなと思ったら一人で悩まず、相談しましょう！